

電力・ガス取引監視等委員会の活動状況 (令和4年9月～令和5年3月) について

令和5年12月8日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
総務課

(趣旨)

委員会の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を担保するため、委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表することとなっている。

今回で委員会発足後8度目となる活動状況の報告書(案)(令和4年9月～令和5年3月)の公表について、御審議をいただく。

1. 報告書(案)の構成と概要(詳細は資料●-1を参照)

第1章 電力の小売取引・卸取引に関する取組

1. 1. 小売電気事業及び小売供給の登録申請に係る審査

- ・ 小売電気事業及び小売供給の登録について審査した結果、令和5年3月末時点での登録件数は小売電気事業721件、小売供給31件となった。

1. 2. 電力取引報の公表

- ・ 電気事業者から電気の小売取引の監視に必要な情報を収集し、毎月結果の公表を行った。

1. 3. 各種相談への対応

- ・ 相談窓口(情報提供窓口)を設置し、消費者から小売供給契約を結ぶ際のトラブル等の相談に対するアドバイスや、事業者の法令違反行為に関する情報の受付・指導等を行った。

1. 4. 小売取引の監視等

- ・ 電力の小売営業に関して、電気事業法上問題となる行為を行っている事業者に対する指導を行った。
- ・ 小売取引の監視等としての主な取組例として、小売電気事業者に対する指導及び小売市場重点モニタリングを行った。

1. 5. 経過措置が講じられている電気の小売規制料金の審査

- ・ みなし小売電気事業者7社の特定小売供給約款の変更認可申請について、審査を行った結果を踏まえ、直近の燃料価格、卸電力市場価格及び電力先物価格を踏まえて原価等を再算定することが適切である旨を経済産業大臣に一次回答した。

- ・ みなし小売電気事業者 6 社のレベニューキャップ制度の導入に伴う特定小売供給約款の変更届出について、届出の内容を確認した結果を踏まえ、本届出の内容に異存はない旨を経済産業大臣に回答した。

1. 6. みなし小売電気事業者に対する監査

- ・ みなし小売電気事業者の業務及び経理について監査を行った。

1. 7. 経過措置が講じられている電気の小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価

- ・ 経過措置が講じられている電気の小売規制料金の原価算定期間終了後の事後評価を実施した結果、対象事業者 3 社について、変更認可申請を命じることが必要となる事業者はいなかった旨、経済産業大臣に意見回答を行った。

1. 8. 卸取引の監視

- ・ スポット市場の監視を通して、中国電力株式会社が適時に公表が求められているインサイダー情報を保有していたにもかかわらずこれを公表せずにスポット市場で関連取引を行っていたことが判明したため、令和 5 年 3 月 31 日、同社に対し、業務改善勧告を実施した。その他、複数件の誤入札を確認したため、特に余剰全量供出が未達となった事業者に対して文書による業務改善指導を実施した。
- ・ ベースロード市場における監視の結果、令和 4 年 9 月に実施されたオークションにおいて、東日本エリアの大規模発電事業者のうち 1 社については、燃料費単価の見積り方法を変更し供出価格が上昇していたが、変更の適時性に関する客観的かつ合理的な説明が確認されなかったため、当該事業者に対して次回以降のオークションでの是正を求めた。その後 11 月に実施されたオークションにおいて、是正が確認された。

1. 9. 卸電力取引の活性化

- ・ 旧一般電気事業者各社及び株式会社 JERA に対して、令和 5 年度当初からの通年契約に向けて求めている実効性確保策として①交渉スケジュールの明示、②卸標準メニュー（ひな型）の作成・公表、③発電・小売間の情報遮断等、の取組状況について重点的に確認し、結果を報告した。さらに、通年契約における内外無差別な卸売の評価方針を策定した。

第 2 章. 送配電分野に関する取組

2. 1. 送配電事業の監視

- ・ 令和 4 年 9 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までの期間について、一般送配電事業者及び関係するみなし小売電気事業者において情報漏えい事案の発生が明らかとなったため、必要な調査を実施した上で、同事案に関する報告書を公表し、一部の事業者に対して業務改善命令を発出すべき旨を経済産業大臣に対して勧告した。

2. 2. 一般送配電事業者等に対する監査

- 一般送配電事業者及び送電事業者の業務及び経理について監査を行った。「託送供給等収支」、「託送供給等に伴う禁止行為・体制整備等」及び「約款の運用等」を重点的に確認した。

2. 3. 一般送配電事業者の収支状況(託送収支)の事後評価

- 託送収支の事後評価を実施した。対象事業者 10 社について、託送供給等約款の変更認可申請を命じることが必要となる事業者はいなかった旨を大臣に回答した。また、各社の経営効率化に向けた取組状況を確認した。

2. 4. 調整力の調達・運用状況の監視及びより効率的な確保等に関する検討

- 調整力公募や需給調整市場における調整力の調達等に関して、制度設計専門会合等で議論・検討を進め、「需給調整市場ガイドライン」の改正について、経済産業大臣に対して建議を行った。

2. 5. インバランス料金制度の運用状況の監視

- 制度設計専門会合において、補正インバランス料金における補正料金算定インデックスと予備率の一本化に向けた議論・検討を開始した。

2. 6. 新たな託送料金制度(レベニューキャップ制度)における託送料金の審査、送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループの設置、発電側課金の検討

- 令和 5 年度より導入予定の新たな託送料金制度(レベニューキャップ制度)について、一般送配電事業者から提出された収入の見通しの関連書類及び託送供給等約款の検証・審査を行った。
- 発電側課金について、令和 6 年度に導入する方針が決定されるとともに、その導入に向けて制度設計専門会合で議論・検討を進めた。

第 3 章. ガスの小売・卸取引に関する取組

3. 1. ガス小売事業の登録申請に係る審査

- ガス小売事業の登録について審査した結果、令和 5 年 3 月末時点での登録件数は 1,360 件となった。

3. 2. ガス取引報の公表

- ガス事業者からガスの小売取引の監視に必要な情報を収集し、毎月結果の公表を行った。

3. 3. 各種相談への対応

- 相談窓口(情報提供窓口)を設置し、消費者から小売供給契約を結ぶ際のトラブル等の相談に対するアドバイスや、事業者の法令違反行為に関する情報の受付・指導等を行った。

3. 4. 小売取引の監視等

- ・ ガスの小売営業に関して、ガス事業法上問題となる行為を行っている事業者に対する指導を行った。

3. 5. 旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する監査

- ・ 旧一般ガスみなしガス小売事業者の業務及び経理について監査を行った。

3. 6. 経過措置が講じられているガスの小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価及び特別な事後監視

- ・ 経過措置が講じられているガスの小売規制料金の原価算定期間終了後の事後評価を実施した結果、対象事業者4社について、変更認可申請を命じることが必要となる事業者はいなかった旨、経済産業大臣に意見回答を行った。
- ・ ガスの特別な事後監視の結果、令和4年9月～令和5年3月においては、文書指導に至るような事業者はいなかった。

3. 7. ガス卸コミットメントのフォローアップ

- ・ ガス大手3社へ対する、コミットメント遵守に関するフォローアップ結果を踏まえ、事業者に適切な対応を求めた。

第4章. ガス導管分野に関する取組

4. 1. 一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業の監視

- ・ 令和4年9月1日～令和5年3月31日までの期間について、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の業務実施状況において、業務改善勧告に至るような事案はなかった。

4. 2. 一般ガス導管事業者等に対する監査

- ・ 一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者の業務及び経理について監査を行った。「託送供給収支」及び「託送供給等に伴う禁止行為」を重点的に確認した。

4. 3. ガス導管事業者の収支状況等の事後評価

- ・ 令和4年度のガス導管事業者の託送収支の事後評価を実施し、4社については、令和3年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していることを確認した。また、3社については、令和3年度終了時点での想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となるマイナス5%を超過していることを確認した。さらに、基準を超過した事業者について、追加的な分析・評価として料金改定届出の内容等について分析を行った。

第5章. 熱供給事業に関する取組

5. 1. 熱供給事業者の登録に係る審査

- ・ 熱供給事業の登録について審査した結果、令和5年3月末時点での登録件数は76件（136地域）となった。

第6章. 広報、紛争処理等

6. 1. 広報/消費者対策

- ・ 委員会では、ホームページ等を通し、自由化の周知・広報を積極的に実施するとともに、消費者保護強化のため、消費者から寄せられたトラブル事例やそれに対するアドバイスを公表するなどの取組を行った。

6. 2. 国際的な取組

- ・ 海外のエネルギー規制機関と連携し、意見交換・情報収集を行った。

6. 3. 紛争処理

- ・ あっせん及び仲裁の申請、苦情の申出はなかった。

参考資料

- 1 電力・ガス取引監視等委員会 運営理念
- 2 電力・ガス取引監視等委員会における審議経過（令和4年9月～令和5年3月）
- 3 電力・ガス取引監視等委員会の建議など（令和4年9月～令和5年3月）
- 4 一般送配電事業者による非公開情報の漏えい事案について（勧告）
- 5 一般送配電事業者の2020年度収支状況の事後評価等とりまとめ
- 6 ガス導管事業者の2020年度託送収支の事後評価とりまとめ
- 7 小売電気事業に関する制度的措置について（建議）
- 8 「需給調整市場ガイドライン」の改定の建議について
- 9 旧一般電気事業者の不当な内部補助防止策について
- 10 現時点における旧一般電気事業者の内外無差別な卸売の評価方針（案）について
- 11 「適正な電力取引についての指針」の改定に関する建議について

2. 公表方法

委員会 HP で公表

○参考条文

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）

（公表）

第六十六条の十六 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。